

## 平成 29 年度 中学校給食（デリバリー方式）のご案内

### 6月分以降の中学校給食の申込みについてご案内します

#### ＜平成 29 年度の中学校給食について＞

今年度については、「デリバリー方式による給食」もしくは「家庭から持参する弁当」のどちらかを選ぶ『選択制』のデリバリー方式による給食を実施します。

- ※ 平成 30 年度以降の中学校給食の実施方法については、改めてお知らせします。
- ※ 学校から配付される「給食利用通知書」には ID とパスワードが記載されています。インターネットでお手続きする際に必要になりますので、大切に保管してください。

#### 手続き方法（給食の申込・停止）

新規申込や給食停止をする場合、申込や停止する月の前月の給食申込期間中に手続きします。

一度手続きを行うと自動継続されます。

#### 《給食申込期間》 ※ 必ず期間中に手続きしてください

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| ・ 6月分：5月5日～5月18日   | ・ 11月分：10月5日～10月18日 |
| ・ 7月分：6月5日～6月20日   | ・ 12月分：11月5日～11月17日 |
| ・ 8・9月分：7月5日～7月28日 | ・ 1月分：12月5日～12月15日  |
| 〔※8月分と9月分は同一月扱い〕   |                     |
| ・ 10月分：9月5日～9月15日  | ・ 2・3月分：1月5日～1月18日  |
| 〔※2月分と3月分は同一月扱い〕   |                     |

#### 《給食の申込及び停止方法》

次の①②のうち、どちらかの方法により申込んでください。

一度申込むと自動継続されますので、毎月申込む必要はありません。

① インターネットで申込む（裏面参照）。

インターネットでマイページにログインし「給食を申込む」から申込みをしてください。  
停止の場合は、「申込停止」を選択してください。

※ 必ず申込を確定するボタンまで進んでクリックして完了してください。

② 紙様式で申し込む ※ 用紙は学校で用意しています。

「給食申込書」または「給食停止依頼書」を学校に提出してください。

#### 牛乳が飲めないなど食物アレルギーのある場合

- 家庭配布用献立表で、献立ごとに卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かにの 7 大アレルゲンを含む食品の表示、アレルゲンを含む食品と同じ設備で製造した食品の使用の表示、及び全使用食品を確認することができます。
- 所定の申請手続き後、副食については、喫食日の申請書により副食（おかず）を日単位で喫食する日と喫食しない日を選択していただくことができます。
- 喫食しない日数分の給食費は減額されます。  
牛乳及び主食（米飯）については、月単位での選択・減額となります。
- ※ 申請書類や手続き等については、お子様の通学されている中学校にお問合せください。
- ※ 給食費が変更になりますので、必ず申込みの前に手続してください。

## 給食費の支払方法

- 1食あたりの給食費は、300円です。
- 毎月のお支払日とお支払金額は、給食費額決定通知書を学校からお配りいたします。
- 支払方法は「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」で選択された方法となります。  
新たに口座振替の登録が必要な方は、「大阪市学校給食費 預貯金口座振替依頼書」を学校へ提出してください。
- 納付書でお支払の方については、毎月学校から納付書をお渡しします。  
(学校へ現金をお持ちいただくことはできません)
- 振替手数料は大阪市で負担します。

- ※ 口座振替日に引落しができなかった場合は、学校から納付書をお渡ししますので、納付書でお支払いください。
- ※ 教育扶助費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費の対象になります。
  - ・ 教育扶助費 → 納付書の全額が支給対象
  - ・ 就学援助費 → 納付書の2分の1の額が支給対象
  - ・ 特別支援教育就学奨励費 → 納付書の4分の1の額が支給対象
- ※ 欠席等で喫食できなかった場合や、暴風警報・学校（学級）休業等により給食が中止になった場合は、既に食材を発注しているため、給食費を返金することができません。
- ※ 転出や長期欠席などで給食を停止する必要がある場合は、喫食日の5日前（土・日祝日を除く）までに、学校に申し出ください。  
学校の事務手続きが完了すれば、給食費を返金することができますので、早めにお申し出ください。
- ※ 上記理由等による返金や、学校行事等による給食実施日の変更で当初の給食費額が、変更になる場合は、2・3月分の給食費で調整します。  
さらに過不足が発生する場合は、転出の場合を除き、年度末に精算させていただきます。

### ● 中学校給食システム

<http://web01.kyushoku.city.osaka.lg.jp/>

大阪市中学校給食システム

検索



QRコード

- ・ 携帯電話・パソコン等で、中学校給食システムにアクセスし、ユーザーIDとパスワードを入力して、マイページにログインします。
- ・ インターネットをご利用いただくために必要な給食利用通知書について、ご不明な点がある場合は、通学されている中学校までお問い合わせください。

- 献立内容等・事業全般に関すること  
大阪市教育委員会事務局 総務部  
学校給食課 (06) 6208-9158

- 申込・手続き方法に関すること  
お子様の通学されている中学校